

第2節 参加・協働の拠点としての区役所に関する取組の事例検証

本節では、委員会での調査審議内容について、川崎市が取り組んできた区役所改革の推進に向けた取組と区における取組事例に分けてまとめることとする。

1 「めざすべき区役所像」の実現に向けた取組

取組の方向性	<p>地方分権改革あるいは高齢化社会が進む中で、より豊かな市民生活を継続的に支えるための自己決定・自己責任の原則を基本とした地域社会の確かな枠組みを構築することが求められていることを背景とし、これまで窓口サービス機能中心だった区役所を快適な窓口サービスの提供に加え、地域の課題を自ら発見し、解決する市民協働拠点とする。</p>
主な取組内容	<p>「めざすべき4つの区役所像」を明らかにし、その実現に向けた取組を進めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域の課題を発見し、迅速・的確な解決を図る区役所 <ul style="list-style-type: none"> 区役所を地域のまちづくり拠点として整備 <ul style="list-style-type: none"> ・「地区まちづくり育成条例」の制定（平成21年度） ・各区役所に「道路公園センター」を設置（平成22年度） 区役所を総合的な子ども支援拠点として整備 <ul style="list-style-type: none"> ・各区役所に「こども総合支援担当」を新設（平成17年度） ・「こども支援室」を設置（平成20年度） 2 地域活動や非営利活動を支援する市民協働拠点としての区役所 <ul style="list-style-type: none"> 区における市民活動支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「協働型事業のルール」を策定（平成19年度） ・区における市民提案型協働事業の実施（平成20年度から） 区における市民活動支援拠点の有効活用 <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動拠点の整備・拡充（平成17年度から） ・市民館、スポーツセンター、文化施設等市民利用施設を区が管理運営（平成22年度） 3 市民に便利で快適なサービスを効率的、効果的かつ総合的に提供する区役所 <ul style="list-style-type: none"> 利便性の高い快適な窓口サービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ・「区役所サービス向上指針」の策定（平成20年度） ・区役所窓口（区民課・保険年金課）の毎月第2・第4土曜日の開設（平成19年度から） 区役所等庁舎の計画的・効率的な整備 <ul style="list-style-type: none"> ・幸区役所庁舎の再整備に向けた「基本方針」（平成21年度）、「基本計画」の策定（平成22年度） 区役所と支所、出張所等の機能再編の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編実施方針」の策定（平成20年度） 4 地域住民の総意に基づく自治を実践する区役所 <ul style="list-style-type: none"> 区民会議の運営 <ul style="list-style-type: none"> 区における総合行政の推進³ <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度予算「地域課題対応事業費」の予算権限を区長に付与など
今後の方向性等	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで整備を進めてきた枠組みを活用し、実行計画書に示した施策及び事業を推進していく。 ・分権型の地域社会にふさわしい区役所の実現に向け、今後の区役所のあり方について検討していく。

³ 川崎市では、平成18年度に「区における総合行政の推進に関する規則」を制定し、地域の課題解決に取り組むため、区民との協働や関係局等との連携を図りながら、地域の個性や実情に応じた総合的な施策・事業を推進している。

《委員からの意見》

- ・ 市民の方々と一緒に活動する部署の職員は「協働」する経験を重ね、目的に応じた対応が柔軟になってきていると感じる。
- ・ 市民と行政との協働のはじまりは区役所の「窓口の仕事」であると思う。新しい時代の職員意識やお互いの信頼に基づいたよい関係づくりが大事になってくる。

●これまでの区役所



窓口サービス
機能中心



●これからの区役所(区行政改革の基本的な考え方)

《川崎市基本構想(平成16年12月16日議決)に基づく考え方》



快適な窓口
サービスの提供



地域の課題を自ら発見し
解決する市民協働拠点

2 「新たな行財政改革プラン」

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市では「自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり」と新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」の着実な推進とともに「行財政改革の推進」を市政運営の三本柱としている。 ・「川崎市新たな行財政改革プラン～第4次改革プラン～」は平成23年4月からの3年間を取組期間としている。 ・想定を超える環境変化のもと、極めて厳しい状況を乗り越えるとともに将来に向けた公共サービス提供システム改革の方向性を明らかにしている。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自治推進委員会の調査審議テーマに関連するものとしては、「市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会づくり」をめざして、将来の人口減少社会を見据えた公共サービス提供システムへの転換を図ることを大きなねらいとし、取組「市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会づくり」では、活力ある地域社会の実現に向けた仕組みづくりの必要性や、市民や事業者等の力が発揮できる地域社会の実現に向けた具体的な取組がまとめられている。 <p>(具体的な実践の取組)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区役所機能の強化と執行体制の確立に向けた取組 2 地域人材の発掘や育成に向けた取組 3 多様な主体の参加と協働による課題解決に向けた取組 4 便利で快適な区役所サービスの提供に向けた取組
今後の方向性等	<p>取組を着実に進めることにより、市民が力を発揮しながら生き生きと暮らせる地域社会をつくる。</p>

《委員からの意見》

- ・市民や事業者等の力が発揮できる社会を作っていくという言葉は、今後の方向性として非常によいことだと感じた。
- ・川崎市では、区役所と局のとの間で人事異動が積極的に行われており、そのことが区役所職員の資質を高め、総合調整や総合行政ということが可能になる職員が育ち、他方では窓口で他の課のことも知っている職員が育つということにつながっているのではないかと。

「新たな行財政改革プラン」のねらい

【ねらい1】 再び直面する厳しい状況を乗り越える

(1) 極めて厳しい財政状況への対応

「財政フレーム」を行財政運営の指針として改革の取組を着実に推進し、持続可能な財政構造の構築に向けた取組を推進します。

(2) 進展する高齢化への対応

高齢化の進展に対応するためのサービス基盤の充実を進めるとともに、地域課題の解決に向けたシニア世代との協働による取組などを一層強化します。

(3) 地方分権改革等への対応

条例や組織体制の整備等を進めるとともに、必要な制度の実現や見直しについて、あらゆる機会を通じて国等へ積極的に働きかけます。

【ねらい2】 将来の人口減少社会を見据えた公共サービス提供システムへの転換を図る

「市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会」をめざして

さまざまな世代の市民や地域の団体等が、その知識や経験、能力を発揮し、活躍する場をつくることにより、市民と市民、事業者等と市民が公共サービスを直接やりとりするような仕組みが機能する領域を増やし、誰もがいきいきと心豊かに暮らせる活力ある地域社会と中間コストのかからない効率的・効果的な公共サービス提供システムをめざしていきます。

「新たな行財政改革プラン」における改革の実現に向けた6つの取組

取組 効率的・効果的な行政体制の整備

- ・公共サービスにおける民間部門のさらなる活用
- ・適正な組織規模や職員配置に向けた取組
- ・効率的な行政経営基盤の確立
- ・企業会計(公営企業の経営)の健全化の推進
出資法人改革の推進

取組 組織力の強化に向けた取組

- ・組織マネジメント強化の取組
- ・職員の能力が十分に発揮できる環境づくりの推進
- ・職員の人材育成のさらなる推進

取組 市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会づくり

- ・区役所機能の強化と執行体制の確立に向けた取組
- ・地域人材の発掘や育成に向けた取組
- ・多様な主体の参加と協働による課題解決に向けた取組
- ・便利で快適な区役所サービスの提供に向けた取組

取組 市民サービスの再構築

- ・状況変化に対応した市民サービスの見直し
- ・補助・助成金の見直し
- ・受益と負担の適正化

取組 地方分権改革等に向けた取組

- ・地方分権改革に向けた具体的な取組の推進
- ・国の制度見直し等に向けた提案

取組 将来を見据えた都市基盤施設の整備と活用

- ・都市基盤施設の整備
- ・戦略的な資産活用

3 区における取組事例

事例① みどりのまちづくり・公園を活用したまちづくり

めざすべき区役所像	① 地域の課題を発見し、迅速・的確な解決を図る区役所
区行政改革の実行計画（第2期）における位置づけ	(1) 区役所を地域のまちづくり拠点として整備 ・地域のまちづくり拠点としての区役所整備
関連する組織整備等	建設センター及び公園事務所を統合し道路公園センターを設置 (平成22年度)

(1) 宮前区における主な取組事例

宮前区では、平成21年12月、第2期宮前区区民会議から「公園を活用した地域コミュニティの活性化に関する提案」として「『冒険あそび場』をひろめよう!」との提案があった。この提案を受け、平成22年度から、こども支援室、地域振興課、企画課、道路公園センター、市民館がそれぞれ連携を図り、事業を推進している。

事業の実施にあたっては、地域が主体となって「冒険あそび場」を実施し、その活動を区が支援する仕組みづくりを進めている。

具体的には、平成22年度に既存団体、関連団体、公募委員からなる支援検討委員会を組織し、活動支援の仕組みづくりとして、活動団体の登録や支援内容について定めた活動支援要綱の策定を行った。

また、平成22年11月に土橋1丁目公園において「冒険あそび場」モデル事業を実施し、実体験による課題の整理、特にリスクとハザードの整理を行うとともに、近隣住民との調整を行った。

区役所が地域の取組を支援する意義としては、区民に身近な区役所が支援を行うことで参加者の安心が得られ活動が活性化することや、「冒険あそび場」の実施にあたって地域の理解・協力が得られやすいことなどが挙げられる。

今後は、モデル事業の成果を踏まえ、3か年で8か所の「冒険あそび場」を設立することをめざしている。

冒険あそび場活動支援事業（宮前区）	
取組のねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもたちのサンマ（時間、空間、仲間）を取り戻す。 ・地域の世代間のコミュニティの活性化
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・支援検討委員会（既存団体、関連団体、公募委員）による活動支援の仕組みづくり ・活動支援要綱の策定 ・モデル事業の実施
今後の方向性等	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所及び支援委員会のバックアップにより、3か年で8か所（各中学校区に1か所）の冒険あそび場の設立をめざす。 （主な支援内容） <ul style="list-style-type: none"> ・冒険あそび場ネットワークによる交流・情報交換 ・シンポジウム・普及啓発講座の開催、地域の理解の形成 ・出張遊び場の開催、広報の実施、地域人材の派遣、企画の支援、備品の貸出



モデル事業の様子

(2) その他の取組事例

未利用地の緑化事業（宮前区）

道路の予定地や河川・水路敷などの未利用地について、地域に身近な区役所の特性と道路・河川・緑政部門が統合したメリットを生かして地域住民と協働で緑化整備を行い、地域の憩いの場・安らぎの場として活用している。

二ヶ領用水・円筒分水を活用したまちづくり推進（高津区）

企画課が所管する事業について、道路公園センターと連携を図り、二ヶ領用水ウォッチングフォーラムや円筒分水サポートクラブなどの市民活動団体へ活動支援を行っている。今後は、企画部門と事業実施部門が同一組織となったメリットを生かし、効果的な事業運営を図っていく。



円筒分水サポートクラブ

《委員からの意見》

冒険遊び場におけるプレーリーダーの養成について

冒険遊び場のプレーリーダーの育成にあたっては、単に遊び方を勉強するのではなく、周囲を取り込んでいけるようなリーダーシップを発揮できるリーダーを養成することが必要ではないか。

区民会議など市民からの提案に対する対応について

市民と行政とが協働を進めていく上では、市民が提案しても様々な制約の中でできないことがある。そのようなときに、区役所の職員としてはただできないとするのではなく、どうすればできるかといった「道のひらき方」を提案できるとよりよい協働ができる。

道路公園センターが区役所組織となったメリットについて

道路公園センターが区役所組織となったメリットを生かし、地域振興課などとも連携して公園の樹木へのプレートの設置など、市民と一緒に何かができるとうい。

事例② 子ども・子育て支援

めざすべき区役所像	① 地域の課題を発見し、迅速・的確な解決を図る区役所
区行政改革の実行計画（第2期）における位置づけ	(1) 区役所を地域の総合的な子ども支援拠点として整備 ・総合的なこども支援拠点としての区役所整備
関連する組織整備等	こども支援室を設置（平成20年度） 保育園の管理運営及び地域子育て支援センター事業を区へ移管（平成23年度）



（1）川崎区における主な取組

川崎区では、日本語を母語としない家庭や子どもが地域で孤立する傾向にあること、生活に困難を抱える家庭の存在など、地域の子ども・子育てに関する課題を踏まえ、医療や保健、福祉などの分野を超えて区の実情に対応した子ども支援を総合的に展開していくことをめざして、平成23年3月に「川崎区こども総合支援計画」（こども生き生きドリカムプラン）を策定した。

計画では、子ども支援の取組を「地域でつながる」「地域でまもる」「地域でそだつ」「地域でともに生きる」という4つの視点から位置づけている。

これまで、入学準備支援事業として、生活習慣啓発リーフレット「もうすぐ1年生」の日本語及び6か国語での発行や、思春期問題対策事業として、社会適応に課題を抱えている子どものための居場所づくり（こどもサポート旭町）などを行ってきた。

今後は、計画的に各事業を推進するとともに、平成24年度に区への移管を予定しているこども文化センター等との連携強化を図っていく。

川崎区こども総合支援計画の策定及び計画に基づいた取組の推進（川崎区）		
取組のねらい	・医療、保健、福祉、保育、教育の各分野を横断した総合的な子ども・子育て支援の実施	 もうすぐ1年生チラシ （入学準備支援事業）  こどもサポート旭町 （思春期問題対策事業）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・通訳翻訳バンク事業 ・在日外国人母子保健サービス支援事業 ・入学準備支援事業 ・高校進学支援プログラムの提供 ・次世代育成事業 ・男性の育児参加促進事業 ・発達障がい児支援事業 ・思春期問題対策事業 	
今後の方向性等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の子ども関連施設、学校との連携強化 ・世代間交流の促進 ・こども総合支援ネットワークの推進による連携強化 ・男性への子育て支援の推進 ・発達障害や児童虐待の早期発見、支援 ・川崎区子育てガイド「さんぼみち」外国語版の発行・普及 	

(2) その他の取組事例

子育てサロンの運営（中原区）

平成 15 年度に 13 か所の子育てサロン活動を開始し、現在では 19 か所の子育てサロン（自主サロンを含む）が開設されている。地域ぐるみで子育て家庭の支援をしているほか、小学生の「命の授業」や中学生の「ボランティア体験」の受け入れなど、地域が主体となった交流拠点として活動を展開している。今後は、子育て支援者養成講座の取組を推進し、講座修了者を子育てサロンなど地域のボランティアとして活用していくことをめざす。

《委員からの意見》

町内会・自治会と NPO の連携について

今後は、家族で育てることはもとより、「地域で育てる」ということがひとつの課題になってくる。そのときに、町内会・自治会という共同体的組織の得意な部分と NPO などの持つ個別的専門性がリンクして、一緒に取り組んで行けるようになるとよいと思う。そのような性格の違う組織をつなげる役割には、行政が関わっていく必要がある。

子ども・子育て支援施策について

現在は、超高齢化社会への対応に焦点が当たっているが、一方では、日本の次代を作っていく若い人たちが危機に瀕しているということがある。その点、区役所を総合的な子ども支援拠点として整備し、きめ細かい子ども支援を行っているということは、若い人たちを中心とした次の時代の、さらに次の時代に焦点を当てた施策であり、非常によいと思う。

事例③ 生涯学習と市民活動との連携

めざすべき区役所像	②地域活動や非営利活動を支援する市民協働の拠点としての区役所
区行政改革の実行計画（第2期）における位置づけ	(1) 区における市民活動拠点の有効活用 ・区における市民活動拠点の情報提供
関連する組織整備等	教育委員会から区（生涯学習支援課）へ市民館等の管理運営業務を委任（平成22年度）


（1）宮前区における主な取組

宮前区では、平成6年から宮前区生涯学習推進会議により区における生涯学習全般に係る意見交換や情報交換の取組を進めてきた。その後、平成17年に区に生涯学習支援課（市民館職員の併任）が設置され、子育て支援やシニア施策の分野で連携が始まった。

平成22年度に市民館の管理運営が教育委員会から区役所に委任されたことを契機に、生涯学習支援課（市民館）が持つ人材育成のノウハウを活用し、地域人材の育成という視点から生涯学習を推進していくため、平成23年度の生涯学習推進会議において地域人材育成指針を策定した。

また、モデル事業として区役所関係5課の連携による保育ボランティア講座や第2期区民会議からの提案である「冒険あそび場」に関連した学級・講座を市民館で実施するなど、市民館と関係課との連携による事業実施を進めている。

今後は、指針に基づいた事業の企画及びモデル事業の評価を行い、人材情報の蓄積やメンテナンスを行いながら、地域人材の育成という視点からの生涯学習の推進を行っていく。

宮前区地域人材育成指針の策定（宮前区）		
取組のねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・地域人材を育成する視点からの生涯学習の推進 ・生涯学習支援課（市民館）が持つ地域人材育成ノウハウの活用 ・事業間連携等による効果的な市民協働の推進に向けた地域人材育成の育成と活用体制の構築 	 <p>宮前市民館</p>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・区における地域人材育成のあり方、方策を示す指針の策定 ・モデル事業の実施 ・区生涯学習推進会議設置要綱の改正 	
今後の方向性等	<ul style="list-style-type: none"> ・指針に基づいた事業の企画及びモデル事業の評価 ・人材情報の蓄積、メンテナンス（情報機能の強化） 	

(2) その他の取組

高津区こども・子育てフェスタ（高津区）

平成 20 年度から、こども支援室と生涯学習支援課の連携により高津区こども・子育てフェスタを開催している。事業費を区役所費（人を育て心を育むまちづくり事業費）から執行するなど、双方の連携により幅広い子育て関連団体の参加を得ている。

市民館への CC かわさき交流コーナーの設置（高津区）

高津区における「エコシティたかつ」推進事業と、環境局が所管する「CC かわさき」の取組の連携によるさらなる取組の推進に向け、CC かわさき交流コーナー（川崎市地球温暖化防止活動センター）として市民館のフロアの一部を提供している。これにより、市民館が実施する環境学習事業との相乗効果も期待される。

《委員からの意見》

講座終了後の市民活動への発展・継続について

講座が終了した後の活動へのつなげ方を考えて企画すると、その後の活動にも参加したい人が受講してくると思う。生涯「学習」というと、勉強を続けなければいいという印象になってしまうので、区役所が講座を開く場合も事業終了後のかたちを考えた講座を企画することが大事ではないか。

地域人材の発掘の場としての生涯学習について

行政による地域人材の育成というだけでなく、市民館を、地域の市民活動にとって必要な人材を市民自身が発掘する場として使うという考え方が出てくるとよいのではないか。

事例④ スポーツのまちづくり

めざすべき区役所像	② 地域活動や非営利活動を支援する市民協働の拠点としての区役所
区行政改革の実行計画（第2期）における位置づけ	(1) 区における市民活動拠点の有効活用 ・ 区における市民活動拠点の情報提供
関連する組織整備等	スポーツセンターの管理運営業務を区への移管（平成22年度）


（1）高津区における主な取組

高津区では、従来から町内会・自治会などを基盤としたスポーツ活動が活発に行われている。また、平成17年にはNPO法人高津総合型スポーツクラブSELFが発足し、地域に密着した新しい形のスポーツ振興が展開されるなど、多様な主体によるスポーツ活動が進められている。

こうした中、平成22年度に区役所に管理運営が移管された高津スポーツセンターでは、NPO法人高津総合型スポーツクラブSELFと株式会社カワサキスポーツサービスによる事業体が指定管理者となり、体育指導委員等との連携協力によるスポーツイベントを開催するとともに、一時保育サービスを取り入れたスポーツ教室事業の展開などを行っている。

また、高津スポーツネットワークづくり推進事業として区内で活動する様々なスポーツ関連団体、施設、企業のネットワークの構築を進めており、区内のスポーツ情報を一元化した情報発信ツールとしてホームページを作成するとともに、地域資源である区内のスポーツ指導者・講師のマッチングなどを行っている。

今後は、総合型スポーツクラブと地縁組織の連携により、スポーツ活動運営ノウハウのさらなる活用とスポーツ拠点の拡大を図るほか、スポーツネットワークによる連携の推進とスポーツのまちづくりの展開を進めていくことで、スポーツ活動を通じた地域コミュニティの活性化を図っていく。

多様な主体によるスポーツ活動の推進（高津区）		
取組のねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の多様な主体の連携によるスポーツ活動の展開 ・ 地域特性を踏まえたスポーツセンターの運営 ・ スポーツ活動のネットワーク化に向けた取組の実施 	 <p>高津総合型スポーツクラブSELFとスノーヴァ溝の口の連携による親子そり体験</p>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO法人高津総合型スポーツクラブSELFとの協働による地域スポーツ振興の促進 ・ 一時保育サービスを取り入れたスポーツ教室の展開 ・ 地域の多様な主体の連携によるスポーツイベントの実施 ・ 高津スポーツネットワークづくり推進事業の展開 	
今後の方向性等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合型地域スポーツクラブと地縁型組織の連携によるスポーツ活動運営ノウハウの活用とスポーツ拠点の拡大 ・ スポーツネットワークによる連携推進とスポーツのまちづくりの展開 ・ スポーツ活動を通じた地域コミュニティの活性化 	

(2) その他の取組

魅力あるスポーツ推進事業（宮前区）

「みやまえスポーツふえすていばる」においては、町内会・自治会や体育指導委員会（*）、青少年指導員会とともに各種スポーツ大会を開催し、区民の健康づくりを進めている。また、宮前スポーツセンターを拠点とした室内スポーツの振興や、フロントウンさぎぬまとのまちづくり連携協定等により、区民の誰もがいつでもどこでもスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境の整備などを進めている。

《委員からの意見》

地域の参加の場としてのスポーツセンターについて

高津スポーツセンターにおいては、地域の人が利用者となるだけでなく、地域で活動している人材が指導者として活用されている。また、講座の参加者向けの保育のスペースでは保育ボランティアが活用されており、スポーツの拠点施設でありながら地域の方たちの参加の場所になっている。子育てとスポーツというような分野を超えたつながりができている。

スポーツのネットワーク力について

コミュニティづくりを考えると、働き盛りの人はなかなか地域に出てこないが、スポーツのネットワーク力というのは世代を越えて人を惹きつける力があり、地域をつなぐ力があると思う。スポーツのネットワークづくりをぜひ大いに進めてほしい。

*平成23（2011）年8月のスポーツ基本法改正に伴い、「体育指導委員」は「スポーツ推進員」に名称変更した。